

(1) 診断の概要

施設の劣化状況等を早期に発見し、予防的に必要な診断や対策を講じることは、施設の深刻な機能低下防止、長寿命化及び更新時のコスト低減を促します。

ここでは、劣化状況等を早期に発見するため、指針に基づき定期的（原則年2回）に実施する1次診断（簡易診断）について説明します。

1) 内容

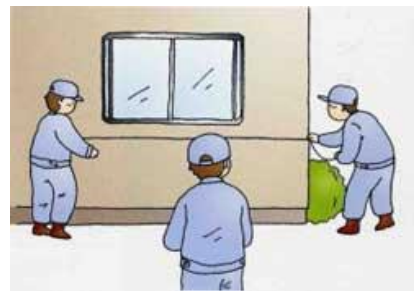
ア 事前調査

- ◆ 設計内容調査（施設の規格や能力等を事前に確認します。）
- ◆ 管理書類調査（完成図書、検査・点検記録などを事前に確認します。）
- ◆ 実態調査（使用年数・時間、災害等の被害などを事前に確認します。）
- ◆ 地域社会情勢の変化（周辺の都市化に伴う農地の減などはないか確認します。）



イ 外観調査

- ◆ 目視・触診・打診・聴音による調査
- ◆ 運転操作を伴う作動確認による調査



ウ 計測による調査



2) 体制

【日常時】

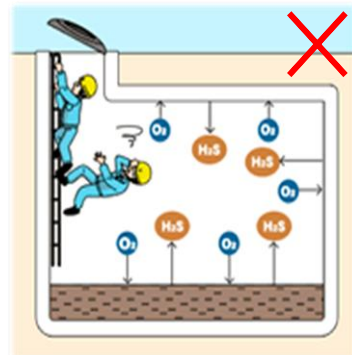
- ◆ 原則2名以上（事故防止のため）の班体制とし、班数は診断内容の難易度や施設の規模などに応じて決めます。
- ◆ 診断者のローテーションなどを決め、なるべく多くの人が診断できる体制にします。

【非常時（災害等）】

- ◆ 非常連絡体制図に基づき、状況を確認後、すみやかに関係機関に連絡します。
- ◆ 診断の実施又は延期（中止）の判断は、緊急性を考慮したうえで決定します。

※ 留意事項

- ・ 天候や体調の不良時には診断の実施を避けること。
- ・ 全般的に危険と思われる箇所の診断は避けること。
- ・ 閉塞空間（トンネルやボックスカルバート、揚水機場井戸やパイプラインの空気弁・制水弁室などの地下部）における酸欠・有害ガス事故、高所からの転落事故に留意し、危険がある場合にはこれを避けます。



3) 診断の進め方

